

《色彩基準》

シャイニングアリーナ市川市大野町四丁目景観協定の規定による色彩は、次のとおりとする。

1 建築物の外観及び屋根の色彩基準は、次のとおりとする。

- (1) 基本色として使用できる色彩（色相、明度、彩度）は、下記色彩表によるものとする。
- (2) 建築物の外壁各面の90パーセント以上の面積は、基本色を使用するものとする。
- (3) 当該基準内の色彩が具体的に認識できるような色見本を、運営委員会に最低1部常備するものとする。

色彩表)

		色相(小数点第2位を四捨五入)	明度	彩度
外 観	外 壁	Y系(0.1Y~5Y) YR系(0.1YR~10YR)	8.0以上	1.5未満
			6.0以上8.0未満	3.5未満
		その他 (上記色相及び無彩色以外)	7.0以上	1.5未満
		N(無彩色)	8.0以上	/
	玄 関 ト ア	R系(0.1R~10R) YR系(0.1YR~10YR)	3.5以上5.0未満	3.5未満
勾 配 屋 根	R系(0.1R~10R) YR系(0.1YR~10YR)	5.0以下	2.5未満	